

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

○先天性血液凝固因子障害等に係る医療費用交付規則の一部を改正する規則

(疾病・感染症対策室)

一

告 示

○有害図書類の指定

(共同企画社会推進課)

一

○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定

(障害福祉課)

二

○特定計量器の定期検査の実施

(産業立地推進課)

二

○県施行土地区画整理事業の事業計画変更案の縦覧

(都市計画課)

二

○土地改良区役員の住所変更の届出

(仙台地方振興事務所)

二

○土地改良区役員の就任及び退任の届出

(東部地方振興事務所)

三

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

(情報システム課)

三

○開発行為に関する工事の完了(二件)

(建築宅地課)

四

規 則

先天性血液凝固因子障害等に係る医療費用交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年五月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十八号

先天性血液凝固因子障害等に係る医療費用交付規則の一部を改正する規則

先天性血液凝固因子障害等に係る医療費用交付規則(平成十二年宮城県規則第九十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

様式第二号裏中「提示していただきたい。」の「また、血友病A、血友病B及び血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症によりこの証を交付されている方は、特定疾病療養受療証を窓口に併せて提示していただきたい。」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の先天性血液凝固因子障害等に係る医療費用交付規則の規定による様式第二号で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の先天性血液凝固因子障害等に係る医療費用交付規則の規定によるものとみなす。

告 示

○宮城県告示第四百三十二号

青少年健全育成条例(昭和三十五年宮城県条例第十三号)第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。

平成二十六年五月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定図書類

番号	種類	図書類の名称	発行所
一	コミック	ウラ女子 44330148	(株)白泉社
二	雑誌	犯罪芸能 53453161	(株)コアマガジン
三	雑誌	月刊マガジンビーボーイ 5月号 18355105	リブレ出版(株)
四	雑誌	裏モノJAPAN(5月号) 01805105	(株)鉄人社
五	雑誌	検索禁止1ググるなキケン 68301190	マイウェイ出版(株)
六	雑誌	拷問マニユアル 64200157	三和出版(株)

二 指定理由

図書類の内容が、一から三までの図書類にあつては著しく性的感情を刺激し、四の図書にあつては著しく犯罪を誘発し、五及び六の図書類にあつては甚だしく残忍性を有するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第四百三十三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。

平成二十六年五月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四五二四〇五〇八七
事業所の名称及び所在地	ウエック児童デイサービスセンター巨理郡巨理町逢隈中泉字上谷地二百三十九一三
指定障害児通所支援の種類	児童発達支援 放課後等デイサービス
設置者名	株式会社ウエルクスパートナース
指定年月日	平成二十六年五月一日

○宮城県告示第四百三十四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十六年五月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
平成二十六年六月十六日	大 島	午後一時三十分から午後三時三十分まで	気仙沼市大島公民館
同 六月十七日	新 月 沼	午前九時から午後四時まで	市民健康管理センターすこやか
同 六月十八日	唐桑・中井・小原	午前九時から午後四時まで	気仙沼市唐桑総合支所
同 六月十九日	階上・面瀬・松岩	午前九時から午後二時まで	気仙沼市松岩公民館
同 六月二十三日	大 谷	午後一時から午後四時まで	気仙沼市大谷公民館
同 六月二十四日	鹿 折・気仙沼市	午前九時から午後四時まで	気仙沼市中央公民館

同 六月二十五日	気仙沼市	魚市場周辺	午前九時から午後四時まで	気仙沼市魚市場
同 六月二十六日	気仙沼市	小泉・津谷	午前九時から午後二時まで	気仙沼市本吉総合体育館

○宮城県告示第四百三十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第五十五条第十三項において準用する同条第一項の規定により、仙塩広域都市計画事業仙塩台港背後地土地区画整理事業の事業計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該事業計画変更の案で都市計画において定められた事項以外の事項について意見のある利害関係者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

平成二十六年五月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧期間

平成二十六年五月八日から同月二十一日まで

二 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

三 縦覧場所

- 1 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県庁（土木部都市計画課）
- 2 多賀城市鶴ヶ谷一丁目四番一号 宮城県多賀城分庁舎
宮城県仙塩台港背後地土地区画整理事務所

○宮城県告示第四百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、巨理土地改良区役員住所変更について、次のとおり届出があった。

平成二十六年五月二日

宮城県仙塩台地方振興事務所

所長 大 内 仁

役職名	変 更 後	変 更 前

理 事	阿部 俊一	巨理郡巨理町字上茨田十九番地一	阿部 俊一	巨理郡巨理町字悠里一番地五十三・五
氏 名	阿部 俊一	住 所	氏 名	住 所

○宮城県告示第四百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、登米市豊里町土地改良区の役員就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十六年五月二日

宮城県東部地方振興事務所

所 長 正 木 毅

一 就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十六年四月十七日	阿部 公	登米市豊里町二ツ屋二百三十七番地二	理事
平成二十六年四月十七日	渡辺 重利	登米市豊里町竹ノ沢七十五番地	理事
平成二十六年四月十七日	今野 守	登米市豊里町新田町百四番地二	理事
平成二十六年四月十七日	山形 孝男	登米市豊里町新田町百六十六番地	理事
平成二十六年四月十七日	佐々木 千里	登米市豊里町寿崎七十六番地	理事
平成二十六年四月十七日	加藤 政昭	登米市豊里町土手下六十番地豊里新町住宅五号	理事
平成二十六年四月十七日	佐藤 寛	登米市豊里町大曲四十番地	理事
平成二十六年四月八日	佐藤 哲義	登米市豊里町新田町百九十二番地	監事
平成二十六年四月八日	佐々木 礼藏	登米市豊里町大沢谷岐五十番地	監事

二 退任した者

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
-------	-----	-----	-----

平成二十六年四月十六日	渡辺 重利	登米市豊里町竹ノ沢七十五番地	理事
平成二十六年四月十六日	山形 孝男	登米市豊里町新田町百六十六番地	理事
平成二十六年四月十六日	加藤 政昭	登米市豊里町土手下六十番地	理事
平成二十六年四月十六日	伊 澤 晃	登米市豊里町内一番江三十八番地一	理事
平成二十六年四月十六日	佐藤 幸喜	登米市豊里町十五貫百二十五番地	理事
平成二十六年四月十六日	星 孝	登米市豊里町久寿田九十九番地二	理事
平成二十六年四月十六日	佐藤 悟	登米市豊里町新田町百二十九番地	理事
平成二十六年四月七日	佐々木 功	登米市豊里町蕪木百十四番地	監事
平成二十六年四月七日	佐々木 謙一	登米市豊里町浦軒六十八番地	監事

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十六年五月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県インターネットシステム構築等貸借業務一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 震災復興・企画部情報システム課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十六年三月二十五日
- 四 落札者の名称及び所在地 みやぎNE連合（代表構成員 NECキャピタルソリューション株式会社東北支店 仙台市青葉区中央四丁目六番一号）
- 五 落札金額 二億九千九百九十五万九千二百円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十六年二月七日

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年五月二日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称
岩沼市南長谷字北町十二番一及び二十一番一の
各一部並びに十二番一地先の道の一部
石巻市双葉町十番二十九号

南光運輸株式会社

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年五月二日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称
巨理郡山元町小平字北五十五番一、六十七番
一、六十八番一、七十六番二、七十七番三、七十
八番一、七十九番一、七十九番三、七十九番四及
び八十番一

宮城県知事 村 井 嘉 浩

巨理郡山元町大平字畑中九番地の二

仙南ベニヤ株式会社